

6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員の日「人権啓発コンサート」

令和7年6月1日（日）

高知人権擁護委員協議会と高知地方法務局は、「人権擁護委員」についてPRするため、高知市のひろめ市場（よさこい広場）において、人権啓発イベントを行いました。

ステージでは、高知市立三里中学校吹奏楽部の生徒による合奏が行われ、ひろめ市場を訪れる多くの方々にご覧いただきました。



また、子どもたちによる「わなげで遊んで記念品をもらおう！」のコーナーや、人KENまもる君・あゆみちゃんとの記念撮影を行い、会場は大にぎわいでした。



人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民の皆さんからの人権相談に応じています。

相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがあったら、お気軽に御相談ください。